

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の促進に関する法律施行規則第23条により、保育所においては、自己評価の公表が義務付けられています。よって、本園ではこれに基づき自己評価について公表します。

評価日：令和7年1月31日

自己評価結果	結果基準
A	85%以上 よくできている
B	65%以上 できている
C	45%以上 検討が必要

評価項目	結果	取組状況
理念・基本方針	A	・ 保育所設立の主旨を職員、保護者に周知している。 ・ 全体的な計画、年間指導計画、月案、週案などの保育計画をもとに保育を実施している。 ・ 重要事項説明書により、園の運営について周知している。
事業計画の策定	B	・ 保育計画は随時見直し、年度初めに職員で周知しているが、周知状況の確認や継続的な取組が実施しきれていないため、引き続き努力していく。
福祉人材の確保・育成	B	・ 人材確保のため募集はしているが、応募がない状況である。引き続き市の担当者とともに人材確保に努めていく。 ・ 人材育成については、今年度はどの職員も保育内容や人権に関する研修に参加できるよう調整したが、十分な参加は難しかったため引き続き努力していく。
保育内容の充実	A	・ 保育者自身がワクワクしながら保育をすすめるきっかけとして、絵本やテーマ保育を取り入れている。担任だけでなく、短時間やフリーの職員にも周知し、引き続き園全体で保育の質の向上に努めていく。

次年度への取組
・ 事業計画について周知確認できる場を設定し、計画的に継続的な取組が行える体制をつくる。 ・ 人員不足に目を向けるのではなく、今のメンバーで助け合いながら、それぞれに働きがいを感じ前向きに業務に向かえるような工夫をしていく。
総評
・ B評価の項目に関しては一つ一つ検証しながら具体的実施に向けて取り組んでいきたい。 ・ 全体的にはA評価の項目が多かったが、自己評価を行うことで職員自身が保育の見直しをし、園全体で保育や運営について改めて考えるきっかけとなった。今後も職員間で連携しながら、保護者も子どもたちも安心して園生活を送れるよう努めていきたい。